

### 第13回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日時】令和3年6月25日（金）午前10時40分

【委員】溝口委員長、林副委員長、貫野委員、谷野委員、中村委員、村田委員  
森下委員、丸谷議長、野田副議長

【職員】藤原事務局長、橋本次長、日出山次長補佐、中川次長補佐兼係長

#### 〔協議事項〕

#### 1 今後の取組内容の検討について

・各班の検討状況についての報告

##### A班

③各種規則の条例化→条例化ではなく見直しをしていく

(1) 会議規則の見直し（詳細は別紙）

・発言席についての議論となり、コロナ後に議席を戻した時に再度必要かどうか議論する。

(2) 傍聴規則の見直し（詳細は別紙）

(3) 委員会傍聴規則の見直し（詳細は別紙）

(4) 政務活動費の交付に関する規則は対象から除外

④議会基本条例の見直し条項評価とネット公開について

（詳細は別紙）

##### 〔追加協議〕

・傍聴規則の傍聴人の服装の制限は除外していく

##### B班

①公式SNSの利用実態の確認（詳細は別紙）

②選挙公報の議会ホームページへの開示

委員長：すでに全議員の同意を経て話を進めている。当選議員が公約を市民に知らせるもの。選挙の時は制限がかかるが、選挙後のもの。

委員：何を目的とするのか、自分のホームページでしたらよいのでは。

委員長：選挙公報として同じ条件で出しているもの。

委員：市民に選挙の時に掲げた公約を知らせるというもの。

委員長：進んだ議会では継続して選挙公報を掲載している。

事務局：公職選挙法の関係もあり、掲載の仕方は工夫が必要。

⇒会派に持ち帰り、A班の変更について確認する。

B班については、今日の議論を踏まえて、再度内容を確認し、提案できる内容について検討していく。

○ 次回会議日程 8月3日(火)午後1時30分

○ 報告 議会改革ランキング：2020年度は116位に

## 第12回議会改革検討協議会決定項目に基づくA班検討課題について

### ③各種規則の条例化

※この項目について、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革調査2019に含まれていたが、2020には含まれておらず、議会事務局が直接早稲田大学マニフェスト研究所に確認した処、○規則の整備を条例化しているとの誤解答が多く、地方自治法には会議規則の設置を義務付けており、条例化すると違法扱いの恐れがあり、調査項目になじまないとの考えから、2020には含めていないとの回答であった為、今回の提案項目から外す事としたい。

そこで、

### ③各種規則の見直し との表題の変更とする。(A班確認)

#### (1)泉大津市議会会議規則

##### 1.文言の訂正、統一化

○議事堂の定義(第1条、第13条)について、議場との違いについて議論があり、事務局調査の結果、議場、傍聴席を含む全体を議事堂と表現するとの方針が確認された。その為、見直しはなく、そのままの表現とする。

##### ○号鈴⇒ブザー(A班確認)

###### 第9条

○発言席(第49条)について、現状はコロナ対応の為、無くしているが、限定的な対応であり、今後復帰する可能性もあるとの意見から、そのままとする。(A班確認)

##### ○外とう、襟巻⇒コート、マフラー(A班確認)

###### 第141条

##### ○何人も⇒古い言い回しでありなくす(A班確認)

###### 第142条、第144条、第145条、第147条

##### 2.実態にそぐわない会議方式の削除

##### ○(委員長の報告及び少数意見者の報告)⇒(委員長の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

↓

委員長が、委員会で出た少数意見も含めて経過及び結果を報告する。

第39条 2⇒なくす

第39条 3⇒2

第39条 4⇒3とし、少数意見者の報告には を削除

##### ○少数意見者の報告⇒なくす

第40条

○少数意見を報告した者⇒なくす

第41条

○及び少数意見報告書⇒なくす

第77条(9)

○少数意見の留保⇒なくす

第99条

○疑義に対する措置を議長決定(第156条)について、議長の権能を認める観点からそのままとする(A班確認)

(2)泉大津市議会傍聴規則

2.実態にそぐわない会議方式の削除

○議場への入場禁止(第8条)について、議員、理事者の審議の場を議場とし、傍聴席と区別し、そのままとする

○情報通信機器の電源を切る⇒電源を切る又はマナーモードとする(A班確認)

第10条

(3)泉大津市議会委員会傍聴規則

2.実態にそぐわない会議方式の削除

○傍聴席の区分を一般傍聴席及び報道関係者席に分ける⇒なくす(A班確認)

第2条

○必要な事項は議長が定める(第15条)について、議長の権能を認める観点からそのままとする(A班確認)

(4)泉大津市議会政務活動費の交付に関する規則

・泉大津市議会政務活動費の交付に関する条例が議会として制定されており、それに基づく規則を理事者側から制定されているので、対象から除外したい。

(A班確認)

④議会基本条例の見直し条項に基づく条例評価とネット公開

追加項目(案)として、

第11章 補則

(この条例の評価・検証)

第30条 議会は、任期期間中のこの条例の目的が達成されているかどうかを、各項目について評価・検証を行い、その内容を議会H. Pに公開しなければならない。

(A班確認)

※兵庫県西脇市議会基本条例第32条 議会は、年1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

※石川県加賀市議会基本条例第24条 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価と改善を行うとともに、一般選挙を経た

任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。

※岡山県玉野市議会基本条例第26条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会で検証し、この検証の結果に基づき、必要に応じてこの条例の改正を含む適正な措置を取らなければならない。

## 泉大津市議会傍聴規則及び泉大津市議会委員会傍聴規則

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

【事務局案】両規則の第10条(4)について削除する。

(理由)

- ・ 冬季の議事堂傍聴席は、空調使用時でも寒く、体感温度については、個人差もあり、ダウンジャケット等の上着を着用している傍聴人もいる。その状況で、コート着用についてのみ制限を加えることに疑義がある。  
また、体調不良の申出を受けて、その都度、本会議中の議長に確認するという運用は現実的に難しい。
- ・ 本条については、静粛を目的としているが、当該項については、その主旨と合致しない。
- ・ 議会傍聴を呼びかけているなか、傍聴者に服装の制限を加える本条の規定は、無くす方がよい。

## 議会改革検討協議会

B 班での会議《令和 3 年 4 月 26 日（月）》

### ① 公式 SNS の利用実態の確認

- ・ 議会 HP の分析の結果、以下の課題点を指摘

#### 課題点

1. 議会 HP が上下が長くスクロールしないと全体がわからない。
2. カテゴリー分けされているが、全項目が 1 ページに記載されていることもあり、情報量が多く探したい情報にたどりつかない。
3. 市議会での議論を知りたくても、ライブ中継に入るのが難しい。話を聞きたい議員さんまで、たどりつけない。
4. 振り返ってみたい時の過去に動画も入りにくい。
5. 議会ホームページに Facebook へ繋ぐ箇所があるが、もう少し活用の幅を広げる方向で考えるべき
6. 泉大津市議会ホームページへどれくらいの人数がアクセス（興味を持ってきているか）してくれているかわからない。

#### 改善スケジュール

1. 上下を短くしスクロールを少なくしスッキリさせる。出さなくても良い情報はできるだけ省略する。  
(たとえばカレンダーなど)
  2. 情報ごとにカテゴリー分けをするとともに、タブによる切り分けで情報の整理を行う。  
他市の参考事例：貝塚市
    - ・ ページを開いた画面はあまりスクロールせずに見る事ができる。
    - ・ 各項目はカテゴリーごとに分けられており検索したい情報は、タブをクリックしたら見る事が出来る仕様となっている。
  3. 専門的知識がないので、よくわからないが、とにかく検索数を少なくスムーズに目的のページへ移行出来るようにお願いします。
  4. 3 と同じく、スムーズな移行動作が出来るように。
  5. Facebook の活用ももっとアピール。
  6. ホームページにアクセス数とページビュー数をつけてはどうか。それにより、泉大津ホームページの閲覧数がわかり、次の手が考えられるのでは。
- あと、更新日の記載を忘れずに。又、ホームページから、各議員もシェアして発信すれば市民の目に触れる機会が増える。あくまでも、自分で SNS をやってる議員ですが。

## B 班での会議《令和 3 年 5 月 24 日（月）》

### ② 選挙公報の議会 HP への開示

議員情報としては、議員 HP に既に議員紹介として 1 ページあり、そこで市民に伝えたい思いという事で、各議員の思いも伝えてますので、あえて選挙公報としてのページを作るのは、新たに議員に挑戦しようとする方との公平性の問題もあり難しいと考える。

ただ、選挙期間には全戸配布で、選挙公報が配られるが、同時進行で、その選挙公報を議会 HP に載せることは良い事と考える。

あとは、選挙管理委員会に原稿の依頼と議会事務局で、HP への入力スムーズにできるか確認が必要。